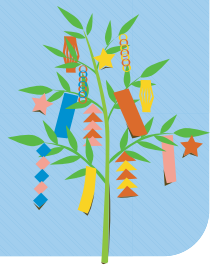


けんぽだより 7

2023
令和5年



協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

知って得する!

上手な医療のかかり方

かかりつけ薬局を持ちましょう!

日ごろから頼りにしている「かかりつけ医」のように、薬について気軽に相談できる身近な「かかりつけ薬局」を決めていますか?

医療機関で処方せんをもらったとき、どの薬局を利用するかは患者の自由ですが、複数の薬局を利用するのではなく、1つの「かかりつけ薬局」を利用することは大きなメリットがあります。

〈かかりつけ薬局を持つメリット〉

- 薬の副作用やアレルギーの有無などを継続的に記録できる
- 複数の医療機関で処方されている薬の飲み合わせをチェックしてもらえる
- 体質や薬歴などを把握し、残薬(飲み残しなどの残った薬)の調整をしてもらえる

+



こんなかかりつけ薬局を選ぼう!

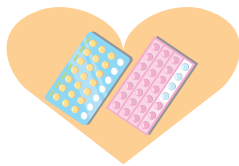
- 立地や開局時間などの利便性が良い
- 相性がよく、相談しやすい薬剤師がいる
- 服薬の回数や方法など、丁寧に説明してくれる



ジェネリック医薬品を使いましょう!

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか?

効き目や安全性が
先発医薬品と同等と
厚生労働省から
認められたお薬です



また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため、**先発医薬品よりも3~5割程度安くなる場合があります。**

服用しやすいお薬へ
製造の工夫が図られて
いるものもあります



- 製剤の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良 にごみ等を抑えた味に改良。

「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします

現在服薬中の方へジェネリック医薬品という選択肢があることを知っていただくことを目的に「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします。

ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、医師・薬剤師によくご相談ください。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。

送付時期

令和5年8月下旬(被保険者のご自宅宛て)

送付対象

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた際、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方
※すべての加入者に通知されるものではありません。



お問い合わせ先

企画総務グループ TEL 043-382-8315

相手方の行為による負傷で健康保険証を使用するときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です！

【第三者行為による傷病届とは？】

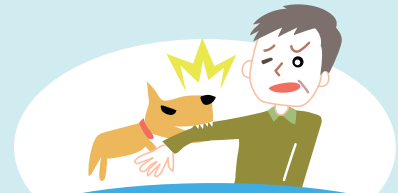
交通事故や暴力など、第三者の加害行為による負傷で、健康保険を使用して治療を受けた場合に提出が必要となる書類のことです。



相手がいる交通事故
(同乗含む)



けんか等
暴力行為



動物にかまれて
ケガをしたなど

【なぜ協会けんぽへ届出が必要なの？】

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、本来加害者(第三者)が負担するべきものです。健康保険証を使用して治療を受ける場合には、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替えることとなりますので、後日、加害者に対して請求をします。

そのため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

※業務上(工作中)や通勤途中での負傷は労災保険に該当するため、健康保険を使って治療することはできません。
健康保険証を使用する前に、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

提出書類等
詳細はこちら▼



お問い合わせ先

レセプトグループ TEL 043-382-8314

「療養費(立替払等)」制度をご存じですか？

療養費(立替払等)とは、「保険医療機関においてやむを得ない事情で健康保険証を提示できず、医療費の全額(10割負担)を支払った」などの場合に、後日協会けんぽに申請することで、療養費(立替払等)として健康保険が負担するべき分に対して払い戻しを受けることができる制度です。

療養費(立替払等)が受けられる主なケース

- 資格取得の手続き中で、健康保険証が届いていない状態で受診したとき
 - 前の保険者(国民健康保険、健康保険組合等)の保険証を誤って使用し、医療費を返納したとき
- など

支給対象外となるケース

- 保険適用外の診療
 - 未加入期間などの無資格受診の診療
 - 労災や第三者の行為によるケガ、病気
- など

「療養費支給申請書(立替払等)」の申請書はこちら▼



療養費について詳しくはこちら▼



●申請方法

「療養費支給申請書(立替払等)」と添付書類を協会けんぽへご郵送ください。

お問い合わせ先

業務グループ TEL 043-382-8311(代表)



全国健康保険協会 千葉支部

協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

TEL 043-382-8311(代表)



申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます。



お手続きは郵送をご利用ください



ご退職される方・扶養からはずれる方の保険証は速やかに返納ください。